

令和元年度第3回桑名市入札監視委員会会議録

日 時 令和2年2月20(木) 午前10時00分～午前11時20分

場 所 市役所3階 第2会議室

出席者 桑名市入札監視委員会委員(5名)

伊藤由美子(委員長)

藤田 素弘(副委員長)

赤木 邦男

佐藤 久善

小寺 直美

事務局(6名)

早川 晴美(総務部 契約監理課 課長)

種村 悟(" 契約監理課 課長補佐兼検査指導係長)

蒔田 宏之(" 契約監理課 課長補佐兼契約調達係長)

水谷 正紀(" 契約監理課 契約調達係)

森 浩木(上下水道部 次長兼企画総務課長)

山口 昌輝(" 企画総務課 総務係 主査)

工事担当課(6名)

出口 敏幸(上下水道部 水道課長)

関塚 佳生(" 水道課 水道係長)

中村 敏己(" 下水道課 課長補佐兼下水道係長)

近藤 哲也(" 下水道課 課長補佐兼施設係長)

野澤 吉広(" 下水道課 下水道係 主査)

三木 豊(" 下水道課 施設係 主任)

事項

1 開会

【事務局】

本日は、ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございました。定刻になりましたので、「令和元年度第3回入札監視委員会」を開催させていただきます。本来ならここで総務部長からご挨拶申し上げるところですが、本日は市議会開催のため欠席しておりますので、代わりまして上下水道部次長兼企画総務課長からご挨拶申し上げます。

【事務局】

おはようございます。上下水道部の森と申します。よろしく申し上げます。本日は、令和元年度第 3 回目の桑名市入札監視委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様にはお忙しい中ご出席賜りありがとうございます。

さて、今年は皆さまご承知のように、暖冬で雪が少ないということで雪に慣れない私たちには非常にありがたいことでございます。しかし、我々水道を担うものにとっては、降雪量が少ないと春先から夏の台風の間に渇水等が起こることを心配しております。本日は案件 5 件とも上下水道部に係ることで非常に恐縮感じておりますが、本日は宜しくお願ひいたします。

【事務局】

ありがとうございました。本日の議事につきましては、お手元の事項書に基づき進めさせていただきますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

なお、本委員会は入札監視委員会条例第 5 条第 2 項の規定を満たし、有効に成立してありますことをご報告申し上げます。

それでは開会に先立ちまして伊藤委員長からご挨拶を頂戴したいと存じますのでよろしくお願ひいたします。

【委員長】

皆さんおはようございます。昨今ニュースを見ておりますと、新型コロナウイルスの話ばかりで気が重くなってしましますが、心配されるのは経済に対する影響でございます。そういうことが工事に対する案件に様々な影響が出てくるのではないのかという懸念があり、早く終息してくれるといいなと感じております。それでは本日よろしくお願ひします。

【事務局】

ありがとうございました。ここからは、桑名市入札監視委員会条例第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、伊藤委員長に議事進行をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【委員長】

それでは、事項書に従って議事を進めて参りますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の会議は一般公開となっておりますが、現在、傍聴の希望をされる方はお見えになっておりません。また、途中で傍聴される方がお見えになる可能性もありますので、その時点で傍聴の可否について検討させていただきたいと思ひます。

2 議事

(1) 入札及び契約手続きの運用状況について

【委員長】

それでは「議事（1）入札及び契約手続きの運用状況について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

事務局の蒔田です。座って説明いたします。それでは（1）入札及び契約手続きの運用状況について説明いたします。資料の1ページをご覧ください。

① の指名停止の状況でございますが、今回の審議対象期間であります令和元年9月から令和元年12月の間に指名停止を講じた件数は2件となっております。左から順番に説明いたします。桑名市社会福祉協議会は契約締結した「桑名市生涯学習関連施設等管理運営業務委託」において桑名市陽だまりの丘複合施設の「生涯学習交流センターぼかぼか」で開催される講座の受講料の一部を同施設に勤務する同協議会の職員が着服するという事件を発生させました。これは桑名市請負工事入札参加資格者指名停止基準別表第2第6号の不正又は不誠実な行為に該当するものであり、1ヶ月の指名停止処置を講じました。

次に2件目ですが、株式会社日比研究所は契約締結した「桑名市指定ごみ袋 可燃物用（大）（2）」において袋の製造先であるベトナムにおける計画停電に伴う生産の遅れ及び悪天候による船舶遅延により納期までに納品を完了することが出来ませんでした。これは桑名市請負工事入札参加資格者指名停止基準別表第2第6号の不正又は不誠実な行為に該当するものであり、1ヶ月の指名停止処置を講じました。

② の談合情報でございますが、対象期間において寄せられた情報はございませんでした。

説明は以上でございます。

【委員長】

はい。ありがとうございます。ただいまのご報告について、ご質問、ご意見はございませんか。なお、議事録作成の関係もありますので、ご発言の際は、必ずマイクを使用させていただきますようお願いいたします。

(2) 抽出事案の審議について

【委員長】

それでは、続きまして、議事の（2）抽出事案の審議についての項目に移ります。

審議に先立ちまして、抽出案件5件について、説明を得るため、入札監視委員会条例第6条の規定に基づき関係者の出席を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔全委員が了承する〕

それでは、関係者の出席を求めます。

〔関係職員の入室〕

【委員長】

それでは、審議にあたりまして、今回の5件の抽出理由につきまして、赤木委員から説明をお願いいたします。

【委員】

先程ご指摘があったように全部上下水道部に関わることですが、狙ったわけではなくて、結果としてそうなっただけです。

1件目の長島町福吉配水管布設替工事については、発注金額が高額でありながら全者同額入札であるため抽出いたしました。

2件目の小貝須配水管布設替工事については、発注金額が高額でありながら7者中6者が同額入札であるため抽出いたしました。

3番目の福島ポンプ場高架水槽取替工事については、1者のみの入札で落札率が高いため抽出いたしました。

4件目の福島城下幹線修徳町枝線汚水管路施設設計業務委託については、応札者が多く、落札率が低いため抽出いたしました。

5件目の養老鉄道養老線播磨・桑名間下水道埋設影響検討業務委託については、落札率が高く、随意契約のため抽出いたしました。

【委員長】

ありがとうございました。各案件について委員会規定第5条第5項の規定により、ご自身に関わる案件については各案件ごとに退室いただくことになっています。第1案件につきましては私自身に関わる案件でございますので、審議の際に退席し、議事進行を副委員長をお願いしたいと思います。それではここで委員長職を藤田副委員長に代行していただきます。

(ここで伊藤委員長は退席)

抽出事案 1 長島町福吉配水管布設替工事

【副委員長】

それでは委員長に代わりまして委員長職を務めさせていただきます。

それでは第1案件「長島町福吉配水管布設替工事」について、発注担当課から工事概要の説明をしていただき、その後、事務局から発注公告の内容と入札経過について説明を

お願いいたします。

【担当課】

おはようございます。水道課長の出口と申します。よろしくお願いいたします。座って失礼いたします。

工事概要書についてご説明申し上げます。資料の3ページの工事概要書をご覧ください。工事名は長島町福吉配水管布設替工事でございます。予算額4600万円、設計額につきましては4538万500円、工期は、令和元年10月11日から令和2年2月28日まででございます。施工個所は長島町福吉地内で、資料の次のページの位置図の箇所でございます。

工事概要でございますが、本路線の水路管は昭和47年に布設されました管で、耐震性能がなく、老朽化により漏水が多発しておりますことから布設替を行い、漏水の防止及び本館の耐震化を図るものであります。概要につきましては耐震仕様でありますHPPE、これは水道配水用ポリエチレン管と呼ばれるものですが、これの口径100ミリを81.9メートル、75ミリを267.7メートル、50ミリを388.2メートル、合計737.8メートルを布設するものでございます。また、消火栓について地上式75ミリのものを2基設置するものでございます。

資料の5ページから工事図面になります。5ページは平面図、6ページから8ページは本管及び付属材料の配置をお示ししました配管詳細図、9ページは横断面図、10ページは土工・舗装工標準図でございます。工事概要の説明は以上でございます。

【事務局】

引き続き発注公告及び入札経過についてご説明申し上げます。11ページの発注公告をご覧ください。入札方法は、事後審査型条件付一般競争入札です。入札参加資格要件に土木工事業の許可業者であること、所在地要件は市内業者とし、経審点数は650点以上とし、発注業種の完成工事高は予定価格の2分の1以上であること、同種工事施工実績として平成16年度以降、官公庁が発注した案件で、土木一式工事の施工実績を有することとしております。技術者要件として現場代理人及び主任技術者、その他技術者として①配水用ポリエチレンパイプシステム協会正会員メーカーの配管技能(施工)講習会修了証取得者、②配水用ポリエチレンパイプシステム協会施工講習(配水管)受講証取得者、③旧団体(水道用ポリエチレンパイプシステム研究会、配水用ポリエチレン協会)の施工講習会受講証取得者のいずれかの配置を求め、その他の要件といたしまして桑名市指定給水装置工事業業者であることとしております。以上の条件により公告いたしました。

次に入札経過及び結果について説明いたしますので12ページをご覧ください。10月1日に開札いたしましたところ、4者から応札があり、最低制限価格と同額での応札となりましたのでくじ引きにより株式会社加藤配管工業所を落札候補者とし、その後事後審査を行った結果、適格であったため当該事業者を落札者に決定し、税抜金額3710万円で契約を締結を行いました。

発注公告と入札経過の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたし

ます。

【副委員長】

ただいまの説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

【委員】

いつもの話になってしまうのですが、上水や下水の配管工事は金額が大きくなっても業者ごとの独自性が特に無くて、どうしても積算ソフトにより最低制限価格の付近に応札金額が並んでしまうのでこのような結果になるという理解でよろしいでしょうか。

【担当課】

赤木委員のおっしゃる通り、入札にあたりましては、公平さを保とうと思うとどうしても金額でみるしかない仕組みになっておりますのでご理解をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

【副委員長】

他にご意見はいかがでしょうか。

【委員】

最近是人件費が上がってきているみたいですが、昨年と比べて単価自体は上がっているのでしょうか。

【担当課】

傾向として人件費が年々上がっている状況でございます。

【副委員長】

工事費自体はそんなに上がっている状態ではなくて、順調に応札していただいているのですね。

【担当課】

材料費も上がっているということで、全体的に人件費から全て上がっているという状況でございます。

【副委員長】

特にご意見はございませんので、この案件については審議採択させていただきます。それでは第1案件は終わりましたので、私は委員長職を退かせていただきます。

(委員長が委員長席に着席)

抽出事案 2 小貝須配水管布設替工事

【委員長】

それでは、第2案件「小貝須配水管布設替工事」について、発注担当課から工事概要の説明をしていただき、その後事務局から発注公告の内容と入札経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

引き続きご説明をさせていただきます。資料の 13 ページの工事概要書をご覧ください。工事名につきましては小貝須配水管布設替工事、予算額 5000 万円に対して、設計額 4912 万 7100 円で、工期は令和元年 11 月 18 日から令和 2 年 3 月 13 日まででございます。履行箇所は大宇小貝須地内で、資料の次のページの位置図の箇所でございます。工事概要でございますが、本市では災害時の避難所や医療機関などの重要な給水施設対象とした管路や漏水が多発している管路の耐震化の更新を重点的に実施しております中で、本路線の水道管は災害時の避難所となっております陽和中学校への給水ルートで、昭和 44 年に布設されました管で耐震性能がなく、さらに老朽化により漏水が多発しておりますことから本工事により布設替を行い、漏水事故の防止及び本管の耐震化を図るものでございます。概要につきましては耐震仕様であります HPPE、水道配水用ポリエチレン管の口径 200 ミリを 46.4 メートル、150 ミリを 216.8 メートル、100 ミリを 416.7 メートル、75 ミリを 0.7 メートル、50 ミリを 12.4 メートル、合計 693.0 メートルを布設するものでございます。また、消火栓につきましては地下式の口径 75 ミリを 2 基設置するものでございます。

資料の 15 ページからは工事図面になりますが、15 ページから 17 ページは平面図、18 ページから 22 ページは本管及び付属材料の配置を示した配管詳細図、23 ページ・24 ページは横断面図、25 ページ・26 ページは土工と路面工・舗装工の標準図でございます。

工事概要のご説明は以上でございます。

【事務局】

続きまして発注公告と入札経過についてご説明申し上げますので、27 ページの発注公告をご覧ください。入札方法は事後審査型条件付き一般競争入札でございます。入札参加資格要件は土木工事業の許可業者であること、所在地要件は市内業者とし、経審点数は 650 点以上、発注業種の完成工事高が予定価格の 2 分の 1 以上であること、同種工事施工実績として、平成 16 年度以降の官公庁が発注した案件で、土木一式工事の施工実績を要することとしています。技術者要件といたしましては、現場代理人と主任技術者、その他技術者として①配水用ポリエチレンパイプシステム協会正会員メーカーの配管技能（施工）講習会修了証取得者、②配水用ポリエチレンパイプシステム協会施工講習（配水管）受講証取得者、③旧団体（水道用ポリエチレンパイプシステム研究会、配水用ポリエチレン協会）の施工講習会受講証取得者のいずれかの配置を求め、その他の要件といたしまして桑名市指定給水装置工事業業者であることとしております。以上の条件により公告いたしました。

続きまして入札経過および結果についてご説明いたしますので、28 ページをご覧ください。11 月 5 日に開札いたしましたところ、7 業者から応札があり、1 業者が最低制限価格を下回ったため失格となっております。残りの 6 業者が最低制限価格と同額でありましたので電子くじにより株式会社後藤パイピングを落札候補者とし、事後審査を行った

結果、適格でありましたので当該事業者を落札者と決定し、税抜き価格 4003 万円で契約締結をいたしました。

発注公告と入札経過の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見、ご質問はございませんか。

【委員】

抽出者の赤木です。抽出案件 1 と重なりますが、かなり金額が大きくても配水管だとしても応札額が同額になってしまうのかという意見が合っているのかが一点、抽出案件 1 との違いを見ると約 1 ヶ月ずれていて、抽出案件 1 の入札参加者 3 者が今回の入札に参加していて、案件 1 の落札した会社は今回の案件を落札していないことから、ある意味落札した会社は 1 ヶ月ずれてする金額的に同規模の工事の落札は良くないということで落札できなかったのかということで、抽出案件 2 は時期がずれた結果入札者が増えたのかという分析で合っているのかという質問です。

【事務局】

赤木委員さんの質問でございますが。抽出案件 1 と同じでございますが、予定価格や基準価格につきましてはそれぞれ算出式が公表されていますことから、どうしても落札したい業者はぎりぎりの数字で応札しておりますことから、同じ額の事業者が重なってくると思っております。

【担当課】

業者の参加状況ですが、業者さんの応募で地域性等の点で、入札に参加を希望される、されないということもあるかと思いますが、最初の案件で申し上げますと落札された業者は地元の業者ですので例えば土石場、資材置き場確保等が要件になってきているのかなと分析されるところです。

【委員長】

他のご意見、ご質問はいかがでしょうか。私から質問ですが、一つ落札すると一つ後のものについては入札そのものが出来なくて辞退されていたということが以前はあったと記憶していますが、この度はそういうことがなく、そもそも応札してきた業者がここに掲載されているということでよかったですでしょうか。

【事務局】

おっしゃる通りで良いと思います。

【委員長】

他にご質問、ご意見はありませんか。よろしいでしょうか。それではこの案件については問題なしで良いと思います。

抽出事案 3 福島ポンプ場高架水槽取替工事

【委員長】

それでは、第3案件「福島ポンプ場高架水槽取替工事」につきまして、発注担当課から工事概要を説明していただき、その後事務局から発注公告の内容と入札経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

上下水道部下水道課の近藤でございます。座ってご説明申し上げます。お手元の資料29ページをご覧ください。工事名は福島ポンプ場高架水槽取替工事、工事場所は桑名市大字桑名字砂割地内でございます。30ページの位置図をご覧ください。工事箇所は六華苑の北側に位置しております雨水ポンプ場でございます。

次の31ページ・32ページは高架水槽の詳細図となっております。

設計金額は774万4000円でございます。工事期間は、令和元年11月11日から令和2年2月28日まででございます。

工事概要といたしましては、昭和55年に供用を開始した福島ポンプ場の経年劣化が著しいため、高架水槽及び付帯する配管等の取替工事を行うものでございます。既設の高架水槽及び配管を撤去した後、縦2メートル、横2メートル、高さ2メートルのステンレス製のタンクの設置及び水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管33メートルを配管するものでございます。

工事概要の説明は以上でございます。

【事務局】

続きまして発注公告と入札経過についてご説明申し上げます。資料33ページの発注公告をご覧ください。入札方法は事後審査型条件付一般競争入札です。入札参加資格要件は機械器具設置工事業の許可業者であること、所在地要件は県内事業者とし、発注業種の完成工事高が予定価格の2分の1以上であること、同種工事施工実績は、平成16年度以降、官公庁が発注した案件で、水処理設備工事又は揚排水機器設置工事のいずれかの施工実績を有することを求めています。

技術者要件としては、現場代理人と建設業法26条に定める主任技術者の配置を求めています。

以上の要件で公告いたしました。

続きまして入札経過及び結果についてご説明しますので、資料の34ページをご覧ください。10月29日に開札を行いましたところ、1者から応札があり、伊藤管機工業株式会社を落札候補者と決定し、事後審査を行った結果適格であったため、当該事業者を落札者と決定し、税抜き価格700万円で契約を締結しました。

発注公告と入札経過の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見・ご質問はございますでしょうか。

【委員】

抽出者の赤木です。素人なので思いつきで申し上げていますが、この工事はそれほど難しく見えてるのですが、それにも関わらず1者しか応札がなく、落札率もほぼ100パーセントということは気持ち悪いという語弊はありますが、なぜこのようなことになったのか疑問がありまして、桑名市からしたら分からないのかもしれませんが、推察できる原因があるのであれば教えていただけますでしょうか。

【担当課】

工事のなかで高架水槽の撤去から新たな高架水槽を設けるまでの期間は仮設工にて運用することになりまして、その期間中も雨水ポンプ場の運転に支障のないよう検討し、仮設工事を行う必要があることから本施設の構造をある程度熟知している業者でないと応札するのが困難であると想定されます。以上です。

【委員】

つまり、この監視委員会でよく出てくる貯水池のデータを取得する装置の取付・取替等であると以前実施した業者でないと専門性、データの引継がうまく行かない等初めての人が手を挙げてはなかなかできないということで、私が先程申し上げた簡単に見えるが実際はある程度熟知して経験等がないと他に支障が出て大変なことになるので、簡単に乗っかっているタンク・ポンプを撤去して終了とは行かないので、手が挙げにくい結果1者だけ手を挙げてある意味強気に出られたということでしょうか。

【担当課】

おっしゃいましたように、業者が有している技術力からも応札者が少なかったために予定価格が高額であったと思います。

【委員】

今回の機械器具設置工事業の許可を取得している工事業者は市内には1者だけではないですよ。

【事務局】

はい、市内には1者しかありません。業者を県内まで広げたとこ全部で12者という結果になっております。先程のご質問に関連するかもしれませんが、遠いところから材料を運ぶと手間がかかるということで市内業者1者だけの応札ではなかったかと考えております。以上でございます。

【委員】

先程たくさんの方が土木工事業の許可で下水管・水道管の布設には応札があったのですが、市内ではここしか許可を受けていないということで1社の応札になったということで、つまり随意契約に近い形になったということでしょうか。

【事務局】

内容はおっしゃる通りで間違いないと思います。

【委員長】

ありがとうございました。他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

【委員】

このようなポンプ等の老朽化はたくさん出てくると思いますが、桑名市内のポンプ場がどのくらいのペースでかえていかなければならないという計画があり、対象の施設が順次出てきて、それを施工業者も予測の上で対応していくことになるのでしょうか。

【担当課】

施設の老朽化に伴う今後の改築等のお話になりますと、現在ストックマネジメント計画を作成しております、その計画の下で整備を考えているところでございます。以上でございます。

【委員長】

他の質問はよろしいでしょうか。

【委員】

計画に沿って進められていて、その計画は業者も概ね押さえていて、人員配置をされていると思いますが、入札の際にもう少し応札業者を増やす等のことは出来ないでしょうか。

【事務局】

機械器具設置工事業でお話しさせていただきますと、市内には5者、県内には58者、合計63者ございます。機械設備になりますと機械器具設置工事業になりますものですから、63者が入札参加予定者になると思われまます。以上です。

【委員長】

他にご意見・ご質問はいかがでしょうか。1者しか応札がないのは、競争原理が働いていないのではないかという考えになると思います。今のご説明にありましたように市内業者が少ない、あるいは時期の問題等があると思いますが、適切な入札制度の運営というところからいくと、できるだけ多くの応札業者が入れるような工夫を検討していく必要があると思います。この案件については特に問題がないとしてよろしいでしょうか。委員から様々な意見が出ていますので、これらのことを考慮して対応していただきたいと思ひます。

抽出事案 4 福島城下幹線修徳町枝線污水管路施設設計業務委託

【委員長】

それでは、第4案件「福島城下幹線修徳町枝線污水管路施設設計業務委託」につきまして、発注担当課から委託概要を説明していただき、その後事務局から発注公告の内容と入

札経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

引き続き下水道課の中村と申します。着座にてご説明申し上げます。お手元の資料 35 ページをご覧ください。委託名は福島城下幹線修徳町枝線污水管路施設設計業務委託、委託場所は桑名市大字東方地内ほかでございます。資料の 37 ページの位置図をご覧ください。委託箇所は修徳小学校の北東に位置いたしまして、国道 1 号と隣接する一画の地域となります。設計金額は 851 万 6200 円、契約金額は 687 万 5000 円でございます。委託期間につきまして令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 2 月 28 日まででございます。

業務の概要といたしましては、下水道の開削工法による污水管渠延長約 240 メートルとそれに伴いますマンホールポンプ 1 基の詳細な設計業務委託でございます。本業務の委託箇所につきましては、既に下水道の事業認可区域に位置しておりまして、周囲は既に公共下水道が整備されている地区でございます。現在下水道整備を進めておりますエリアになりますことから、本業務であります設計委託をいたしまして未整備エリアの下水道整備を図るというものでございます。工事の設計の概要ですが、国道 1 号と都市下水道という水路に囲まれた土地がございますが、そこへ下水道管を開削工法にて埋設を行い、一部露出配管ということで地表に出る部分もありますが、そのような形で設計・工事を行い、整備を図る予定でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

【事務局】

続きまして発注公告と入札結果についてご説明申し上げます。38 ページをご覧ください。入札方法は事後審査型条件付き一般競争入札です。入札参加資格要件の登録内容・所在地要件は下水道の建設コンサルタント登録業者で、県内事業者としております。

技術者要件では、管理技術者に技術士、照査技術者には技術士、技術管理者又は RCCM つまりシビルコンサルティングマネージャーでございますが、いずれかの資格を有する者の配置を求めています。同種業務履行実績は平成 16 年度以降の官公庁が発注した案件で下水道管渠設計業務の実績を要することとしております。

以上の要件で公告いたしました。

続きまして入札経過及び結果についてご説明申し上げますので、資料の 39 ページをご覧ください。10 月 1 日に開札いたしましたところ 35 業者から応札が有りまして、1 者が最低制限価格を下回ったために失格となり、残り 34 者中 33 者が最低制限価格と同額の応札となりましたので電子くじにより株式会社和合コンサルタントを落札候補者とし、事後審査を行いました結果適格であったため当該事業者を落札者と決定し、税抜き価格 625 万円で契約を締結いたしました。

発注公告と入札結果の説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見はございませんか。

【委員】

抽出者の赤木です。設計業務と県内ということなので 35 者も応札して一番安い金額の業者が落札したということですよね。

【事務局】

赤木委員がおっしゃる通りでよろしいと思います。一番目の案件につきましては、落札率が高く 90 パーセント近くでございましたがこの案件につきましてはコンサルタント業務ということですので、一番の案件につきましては設定をしておりました基準単価等が低いことからこのような結果になっております。よろしくお願ひします。

【委員長】

他にご質問、ご意見はございませんか。私から質問させていただきますが、工事等につきましては積算のソフトがあって、金額が一律で出てきてしまうということが多々ありますが、設計に関しても同額が並ぶとことについて理由があれば教えてください。

【事務局】

工事と同じようにソフトがございますので、同じ金額が出てくるものと承知しております。

【委員長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【委員】

これだけ多くの業者が応札するということは、結果論ですが、市内業者に絞っても十分入札を実施できたのではないかとということでしょうか。

【事務局】

お答えいたします。この要件に該当する市内業者はおりません。準市内業者だと 19 者、県内業者 109 者です。以上です。

【委員長】

他にご質問、ご意見等はいかがでしょうか。

【委員】

準市内の「準」はどのあたりを指すのでしょうか。

【事務局】

準市内とは、本社は桑名市内にはないのですが、営業所等が桑名市内にあれば準市内ということで 19 者ございます

【委員長】

他にご質問、ご意見はないようです。それでは、この案件については特に問題なしとしてよろしいでしょうか。

抽出事案 5 養老鉄道養老線播磨・桑名間下水道埋設影響検討業務委託

【委員長】

それでは、第5案件「養老鉄道養老線播磨・桑名間下水道埋設影響検討業務委託」につきまして、発注担当課から委託概要を説明していただき、その後事務局から見積経過について説明をお願いいたします。

【担当課】

引き続きまして下水道課の中村と申します。お手元の資料42ページの委託概要書をご覧ください。委託概要になりますが、委託業務名は養老鉄道養老線播磨・桑名間下水道埋設影響検討業務委託でございます。桑名市大字東方地内でございます。44・45ページ的位置図をご覧ください。委託業務箇所といたしましては、桑名特別支援学校の南側付近と市道蛸塚益生線高架付近の軌道下2ヶ所の委託になります。設計金額は1888万8100円です。契約金額は1793万円となります。いずれも税込み価格です。委託期間は令和元年9月9日から令和2年3月13日まででございます。

業務概要といたしましては、下水道整備に伴いまして、養老鉄道株式会社養老線の軌道の横断箇所が2ヶ所必要な場所がございます。そこでの軌道への影響検討を行うものでございます。委託の中で影響検討に必要な測量等を実施し、施工計画に対する照査及び養老鉄道への影響検討の結果を取りまとめ、鉄道事業者である養老鉄道株式会社との協議用資料の作成を行う業務でございます。この影響検討につきましては、下水道管の鉄道占用をする条件として鉄道事業者であります養老鉄道株式会社から下水道工事による鉄道への影響検討を行うよう要請されまして、そのため桑名市として実施することになっております。鉄道事業者であります養老鉄道株式会社が認定する元請負現場監督者の配置できる業者へ委託業務を発注することを条件として付されておまして、この条件に該当する業者は全日本コンサルタント株式会社の1者のみということで、そのため全日本コンサルタント株式会社と随意契約を締結し、影響検討を行うことになっております。

以上、説明を終わります。

【事務局】

続きまして見積経過及び結果でございますが、資料の46ページをご覧ください。9月3日に見積合わせを行いましたところ、指名業者の全日本コンサルタント株式会社中部支店から見積もりを徴収いたしました。予定価格の範囲内ございましたので、税抜き1630万円で契約を締結しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいまの説明についてご質問、ご意見を申し上げます。

【委員】

抽出者の赤木です。随意契約理由書についてですが、下水道を軌道の下に通すには養老

鉄道株式会社の同意・承諾がないといけないということで、その影響を調査して今後養老鉄道株式会社と協議するためにコンサルタント会社を入れるということで、そこまでは理解できます。分からないことがありまして、随意契約理由の4行目のところですが、「養老鉄道株式会社から、当社が認定する元請現場監督者を配置できる業者へ発注すること」とありますが、これは具体的な基準や条件等があるのか、それとも養老鉄道株式会社のご指名の業者にしてほしいということのどちらなのかを教えてください。つまり1者のみだったと随意契約理由書に掲載されていますが、具体的な要件があって、たまたまその要件に合う業者を探したところ1者しかなかったのか、それとも任意で養老鉄道の指定した業者にして下さいということのどちらだったのかを教えてください。

【担当課】

委員の質問にお答えします。元請現場監督者というのは、養老鉄道が資格認定された監督者でありまして、経験を積まれた技術者ということで養老鉄道から資格認定された技術者でございます。その中でコンサル業務、現場の工事業者等、元請けの現場監督者・技術者を配置できる業者のリストがございまして、この中から選んでくださいと言われてました。工事であれば何者かありますが、コンサル業務の場合は全日本コンサルタント株式会社1者ということで養老鉄道株式会社から示されまして、1者随意契約となりました。

【委員】

今のご説明によると、客観的に条件が複数あって、養老鉄道株式会社からこちらにしてくださいと言われて選ばれたということでしょうか。

【担当課】

養老鉄道株式会社が資格者と認めた技術者が配置されている会社が、コンサルタント業では全日本コンサルタント株式会社しかないということで随意契約しました。

【委員】

つまり、2つの条件を合致したら全日本コンサルタント株式会社しかなかったということでしょうか。

【担当課】

そうです。おっしゃる通りです。

【委員長】

よろしいでしょうか。他に質問はございませんか。

【委員】

全日本コンサルタント株式会社と養老鉄道株式会社の間で資本関係がある等の事情はないでしょうか。

【担当課】

全日本コンサルタント株式会社と養老鉄道株式会社との間に資本関係はありません。

【委員長】

他にご質問はいかがでしょうか。私から質問ですが、今回はコンサルタント業務ということですが、予算額はどのようにして出したのでしょうか。

【担当課】

これについても事前に養老鉄道株式会社に下水道の軌道下の占用ということで、下打ち合わせをおこなって参りまして、その中で影響検討業務は有り得るとお聞きしまして、その内容を聞いたうえで委託業務も公な設計・積算の公表された一般的な基準がございますので、その中で金額は概ね出ますのでその中で予算額を出しております。

【委員長】

今のご説明では、予算額を設定するについて、事前打合せで、どのくらいの金額が必要かについて打合せがあったのかもしれませんが、養老鉄道株式会社との間で個別関係ではなく、世間一般の事案に関して係る場合の費用を見積った時に概ねの予算額が出てくるという理解でしょうか。

【担当課】

そうですね。一般的に公表されています工事積算基準が使えますので、それにより一般的な見積が出せますので、それで予算を出しています。

【委員長】

ありがとうございます。他に質問はありませんか。それではこの案件について問題なしとしてよろしいでしょうか。ではこの案件について問題なしといたします。

以上をもちまして抽出事案の審議を終了いたします。発注担当課はここで退席してください。ありがとうございました。

(工事担当課退席)

【委員長】

それでは次回の審議案件の抽出は、藤田副委員長となりますのでお願いいたします。

次に「(3) その他」ですが、委員の皆様何かございますか。

それでは、事務局からは何かございますか。

【事務局】

特にございません。

3 閉会

【委員長】

それでは、これにて令和元年度第 3 回桑名市入札監視委員会を終了させていただきます。なお、本日の審議概要は、後日、事務局でまとめていただきたいと思っております。本日はありがとうございました。